

災害時。法的支援はライフライン。その準備を平時から。
法テラスは あなたのまちと司法をつなぐ 架け橋です。

法テラスのご紹介とご寄附のお願い

法テラスは 法的支援を通じて 災害からの復興のお手伝いをしています



法テラスの被災地出張所

東日本大震災発生。被災直後の混乱を経て、生活の再建に向かって歩き出そうとした時、被災者を苦しめたのは様々な法律問題でした。

家が流されたのに残った住宅ローン。
原発事故に起因する損害賠償請求。
家族が亡くなったことに伴う相続問題。
生活の不安や不満の末の離婚問題。
被災者にとって、法的支援は不可欠です。

しかし、司法にアクセスできる市民は、まだまだ限られています。
相談するお金がない。近くに弁護士がない。どこに相談すれば良いかわからない。心理的に抵抗がある。
様々な理由から、必要な法的支援を受けられない市民がいます。そこに災害が起きれば尚更です。
法的支援もライフライン。平時から、災害時における法的支援の体制を整えておく必要があります。



令和2年度法テラス白書特集

「東日本大震災と法テラス ー被災者と司法をつなぐ架け橋にー」

SDGs 目標 16.3 は、「すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」と定めています。
法テラスは、この目標と同様の理念のもとに活動する、国が設立した公的な法人です。
法テラスは、災害時の無料法律相談をはじめ、法的支援を通じて、平時・災害時を通じた様々な被災者支援に取り組んでいます。



ご寄附のご案内

法テラスでは、法的支援を通じたまちづくりに生かすため、寄附を募集しています。お手続きは簡単です。
右記 QR コードまたは「法テラス 寄附」でご検索ください。



法テラスへの寄附には、税法上の優遇措置があります（所得税・相続税・法人税）。